

はじめに 住所・氏名等の記入

現住所、電話、氏名等を記入してください。
令和5年中に収入があった方は、手順①にお進みください。
収入がなかった方は、「A 収入がなかった方の記入欄」を記入してください。

手順① 所得金額等の記入

所得の種類	内容
給与	給与、賞与、賞金(パートタイマーやアルバイトとして受けたものを含む)などの所得 【計算方法は下記表1を参照】 <源泉徴収票添付>
公的年金等	国民年金、厚生年金、共済年金などの所得 ※遺族・障害年金を除く。 【計算方法は下記表2を参照】【裏面は記入不要】<源泉徴収票添付>
雑業務	原稿料、講演料、シルバー人材センター配分金などの所得 【収入金額 - 必要経費】 <支払明細書等添付>
その他	生命保険等の年金(個人年金)などの他の所得に当てはまらない所得 【収入金額 - 必要経費】 <支払明細書等添付>

表1

給与所得金額の求め方

給与等の収入金額(A)	端数の処理	給与所得金額
0円 ~ 550,999円	なし	0円
551,000円 ~ 1,618,999円		A - 550,000円
1,619,000円 ~ 1,619,999円		1,069,000円
1,620,000円 ~ 1,621,999円		1,070,000円
1,622,000円 ~ 1,623,999円		1,072,000円
1,624,000円 ~ 1,627,999円	B A ÷ 4	1,074,000円
1,628,000円 ~ 1,799,999円		B × 2.4 + 100,000円
1,800,000円 ~ 3,599,999円		B × 2.8 - 80,000円
3,600,000円 ~ 6,599,999円		B × 3.2 - 440,000円
6,600,000円 ~ 8,499,999円	なし	A × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円 ~		A - 1,950,000円

<所得金額調整控除>
次の①または②に該当する場合、給与所得金額から下記の額が控除されます。
① 給与所得と公的年金等に係る雑所得の双方がある場合
【控除額】給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円) + 公的年金等に係る雑所得金額(上限10万円) - 10万円
② 給与収入金額が850万円超の方で次のいずれかに該当する場合
・申告者本人が特別障害者に該当する
・23歳未満の扶養親族(※1)がいる
・同一生計配偶者または扶養親族(※1)が特別障害者に該当する
※1 ここでの扶養親族は、該当する扶養親族が1人であっても夫婦とも控除の対象となります。所得金額調整控除を受けるための場合(扶養親族が扶養控除対象ではない)、申告書の調整欄に☑を記入してください。
【控除額】(給与収入金額(上限1,000万円) - 850万円) × 10%

表2

公的年金等の雑所得の求め方

【65歳未満(昭和34年1月2日以降生まれ)】

公的年金等の収入金額(A)	公的年金等の雑所得の金額		
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	~1,000万円	1,000万円超~2,000万円以下	2,000万円超
~1,299,999円	A - 600,000円	A - 500,000円	A - 400,000円
1,300,000円 ~ 4,099,999円	A × 0.75 - 275,000円	A × 0.75 - 175,000円	A × 0.75 - 75,000円
4,100,000円 ~ 7,699,999円	A × 0.85 - 685,000円	A × 0.85 - 585,000円	A × 0.85 - 485,000円
7,700,000円 ~ 9,999,999円	A × 0.95 - 1,455,000円	A × 0.95 - 1,355,000円	A × 0.95 - 1,255,000円
10,000,000円 ~	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円

【65歳以上(昭和34年1月1日以前生まれ)】

公的年金等の収入金額(A)	公的年金等の雑所得の金額		
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	~1,000万円	1,000万円超~2,000万円以下	2,000万円超
~3,299,999円	A - 1,100,000円	A - 1,000,000円	A - 900,000円
3,300,000円 ~ 4,099,999円	A × 0.75 - 275,000円	A × 0.75 - 175,000円	A × 0.75 - 75,000円
4,100,000円 ~ 7,699,999円	A × 0.85 - 685,000円	A × 0.85 - 585,000円	A × 0.85 - 485,000円
7,700,000円 ~ 9,999,999円	A × 0.95 - 1,455,000円	A × 0.95 - 1,355,000円	A × 0.95 - 1,255,000円
10,000,000円 ~	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円

申告書の書き方(表面)

令和6年度 市民税 県民税 申告書 表面

はじめに

氏名: 厚木市 太郎 住所: 厚木市中町3-17-17 電話: 046-225-2010

収入がなかった方の記入欄

収入があった方の記入欄

所得から差し引かれる金額に関する事項

配偶者に関する事項(配偶者控除、配偶者特別控除、同一生計配偶者)

扶養親族に関する事項

納税方法の選択

基礎控除 43万円

手順④ 寡婦控除・障害者控除等の記入

控除の種類	内容及び添付書類	控除額
寡婦控除	夫と離別した後再婚していない者のうち、次の要件をすべて満たす方または夫と死別した後再婚していない者のうち、次の①、②の要件を満たす方。 ① 扶養親族を有している ② 合計所得金額が500万円以下 ③ その者と事実上婚姻関係にある者(同様の事情があると認められる者を含む)がない	26万円
ひとり親控除	婚姻歴や性別に関わらず、次の要件をすべて満たす単身者 ① 生計を一にする子(※1)を有している ② 合計所得金額が500万円以下 ③ その者と事実上婚姻関係にある者(同様の事情があると認められる者を含む)がない ※1 他者の同一生計配偶者または扶養親族になっている場合や総所得金額等が48万円超の場合を除く。	30万円
勤労学生控除	本人が学生で合計所得金額が75万円以下であり、かつ、自己の勤労によらない所得が10万円以下の方 <学生証、在学証明書等>	26万円
障害者控除	本人や同一生計配偶者、扶養親族が下記に該当する方 <障害の種類や等級のわかる手帳または障害者控除対象者認定書等> ① 【普通障害者】身体障害者手帳3級~6級、療育手帳B1・B2、精神障害者保健福祉手帳2級・3級の発行を受けている方など ② 【特別障害者】身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級の発行を受けている方など ③ 【同居特別障害者】特別障害者に該当する方で、本人またはその配偶者もしくは本人と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居している方	26万円 30万円 53万円
基礎控除	本人の合計所得金額	左記参照

手順② 所得控除(人的控除以外)の記入

控除の種類	内容及び添付書類	控除額
医療費	次の①または②に該当する場合(次のいずれか一方を選択) ① 一定額以上の医療費の支払がある場合 (医療費支払額 - 補填金額) - (10万円と総所得金額等の5%のいずれか少ない金額) <医療費控除明細書> ② セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を選択する場合 特定一般用医薬品等の実質負担額 - (1万2千円) <セルフメディケーション税制の明細書> <健康維持増進及び疾病の予防として一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類>	左記参照 上限額 200万円 左記参照 上限額 8万8千円
社会保険料	本人や本人と生計を一にする配偶者や親族のために支払った国民健康保険料、国民年金掛金、介護保険料、後期高齢者医療保険料など <控除証明書>	支払保険料の全額
生命保険料	生命保険や個人年金保険料、介護医療保険料の支払いがある場合 <控除証明書>	左記参照 (A)+(B)+(C)+(D)+(E) 上限額 7万円
地震保険料	地震保険料や旧長期損害保険料の支払いがある場合 <控除証明書>	左記参照
雑損	本人や本人と生計を一にする配偶者やその他の親族で総所得金額等が48万円以下の方が、災害や盗難等により住宅・家財・現金等の資産に損害を受けた場合 控除額 = 次の①、②のいずれか多い方の金額 ① [(損害の金額) - (保険金等で補填される金額)] - [(総所得金額等) × 10%] ② 災害関連支出の金額 - 5万円 <災害による損失や補填の金額がわかる書類>	①か② いずれか 多い金額
小規模企業共済等掛金	小規模企業共済法に規定された共済掛金、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度の掛金の支払いがある場合 <支払った掛金額の証明書>	支払掛金の全額

手順③ 配偶者控除・扶養控除の記入

控除の種類	内容	控除額
配偶者控除	本人の合計所得金額	左記参照
配偶者特別控除	配偶者の給与収入(給与所得のみの場合)	左記参照
扶養控除	本人が扶養する親族の合計所得金額が48万円以下である場合	左記参照